

かわにし苑介護相談センター

「居宅介護支援（介護予防支援）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第1870101977号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援（介護予防支援）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果「要支援1～2、要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護（要支援）認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1、当法人が提供するサービスについての相談窓口	2
2、かわにし苑介護相談センターの概要	2
3、当事業所の職員体制	2
4、当事業所が提供するサービスの概要	3
5、苦情等申出窓口	3
6、高齢者虐待防止について	4
7、緊急時の対応方法	4
8、利用料金	4
9、サービスの利用	5
10、当かわにし苑介護相談センターサービスの特徴等	6
11、法人の概要	6
12、その他事業所に付随する業務	6
13、契約署名押印	7
14、別紙	8

【居宅介護支援（介護予防支援）重要事項説明書】

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0776-83-1266 (月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

担当 川田 麻由美

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 かわにし苑介護相談センターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業者番号およびサービス提供地域

法人名	社会福祉法人 健愛会
事業所の所在地	福井県福井市砂子坂町 9-5
代表者名	理事長 山内 健司
電話番号	0776-83-1055
介護保険法令に基づき指定を受けている事業所（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき指定を受けているサービスの種類
かわにし苑介護相談センター (第187010977号)	居宅介護支援（介護予防支援）サービス
通常の事業の実施地域	鶉、宮ノ下、本郷地区
事業の目的	介護保険法令に従い、利用者が居宅において、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者に対し適切な居宅サービス（介護予防サービス）計画を作成しかつ、居宅サービス（介護予防サービス）の提供が確保されるよう居宅サービス（介護予防サービス）事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12/29から翌年1/3を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

* 転送電話にて24時間対応しています。いつでもご連絡ください。

3 当事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	職務内容
管理者	1名	兼務	介護支援専門員の管理及び居宅介護支援（介護予防支援）の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。又、職員に運営基準を遵守させる為の必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	1名以上	常勤 1名以上	居宅介護支援（介護予防支援）サービス計画の作成を行う。又、作成の開始にあたっては該当地域における指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス）等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求める。
事務員	1名	常勤兼務	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。

4 当事業所が提供するサービスの概要

- (1) 事業者は、利用者の要介護（要支援 9 認定にかかる申請等について、利用者の意志を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス（介護予防サービス）計画を作成します。利用者又はその家族はケアプランに位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の計画が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等（別紙参照）につき、文書の交付並びに口頭により説明を受けることができます。
- (3) 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス）に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス（介護予防サービス）事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (4) 事業者は、居宅サービス（介護予防サービス）計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス（介護予防サービス）事業者等との連絡を継続的に行うことにより、必要に応じて居宅サービス（介護予防サービス）計画の変更、その他の便宜の提供を行います。

5 サービス内容に関する苦情申出窓口

- (1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

利用者相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・かわにし苑介護相談センター 事務所 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 電話番号 0776-83-1266 苦情受付担当者 川田 麻由美 苦情解決責任者 施設長 米澤 正倫・福井県国民健康保険団体連合会 受付番号 平日 午前9時～午後5時 電話番号 0776-57-1614・福井市介護保険課 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 電話番号 0776-20-5715・福井市地域包括ケア推進課 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 電話番号 0776-20-5400
---------	--

苦情解決第三者委員

氏名 新明 輝美氏 電話番号 090-8967-3773

公平中立な立場で、苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

(2) 苦情処理の体制及び手順について

- ①苦情又は相談があった場合、原則として苦情受付責任者が対応する。苦情責任者対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を解決責任者に直ちに報告する。
- ②特に当事業所に関する苦情である場合は、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。
- ③相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者がわかる場合)、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項について確認する。
- ③相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
- ④関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)

6 高齢者虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度利用の支援
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止責任者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
---------	-----------------

7 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関やご家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたり下記の料金を頂き、当法人からのサービス提供証明書を発行致します。
- * 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45未満の場合

	算定項目	算定条件等	月額単位(点)
基本条件	要支援 1～2		472
	要介護 1～2		1,086
	要介護 3～5		1,411
加算	初回加算	新規に居宅サービス（介護予防サービス）計画を作成	300
	入院時情報提供加算(I)	入院当日および入院日以前に医療機関に情報提供を行った場合（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）	250
	入院時情報提供加算(II)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）	200
	退院退所加算	退院・退所時に医療機関等の職員と面談し、情報を得、ケアプランを作成し、居宅サービス等の調整を行った場合（カンファレンス参加無）	連携 1 回 450 連携 2 回 600
		退院・退所時に医療機関等の職員と面談し、情報を得、ケアプランを作成し、居宅サービス等の調整を行った場合（カンファレンス参加無）	連携 1 回 600 連携 2 回 750 連携 3 回 900
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより居宅を訪問しカンファレンスを行った場合	200
	ターミナルケアマネジメント加算	回復が困難な利用者等の同意を得、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400
	通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画に記録した場合	50
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域外へサービス提供を行った場合	所定単位数の 5/100	
減算	運営基準減算	運営基準に沿った居宅介護支援を実施していない場合	基本料金の 5 割の額
		上記の運営基準減算状態が 2 ヶ月以上継続している場合	基本料金の 0 割の額

※ 1 単位(1 点)の換算率 10.21 円

※ 端数処理の為、実際の支払合計額は個々の料金の合計と若干異なる場合があります。

※ このサービス提供証明書を、後日介護保険証に記載されている保険者の窓口に出し、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費 無料です。

(3) 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺します。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し付けがあればいつでも解約できます。

- ② 当法人の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
 以下の場合には双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ 利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
- ・ 利用者やそのご家族場合の方などが当法人の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合や利用者もしくはその家族により、職員に対してハラスメント行為があった場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただきます場合があります。

10 当かわにし苑居宅介護支援サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者の自立支援を目指す
- ② 利用者本位のサービスの提供する
- ③ 苦情・相談など速やかな対応と改善の徹底に努める
- ④ 地域社会から信頼され、満足していただくサービスを工夫し提供する
- ⑤ 職員は自己研磨に心がけ、人格を磨くとともに介護の向上を目指す

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	在宅ケアアセスメントマニュアル (MDS-HC 2.0方式) 基本チェックリスト (介護予防支援) 福井市版アセスメントシート(介護予防支援)
マニュアルの種類	有	その都度見直し
使用する契約書	有	独自に作成

11 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 健愛会
役職者職名・氏名	理事長 山内 健司
所在地	福井市砂子坂町9-5
電話番号	0776-83-1055

1 2 その他の事業所に付随する業務

介護老人福祉施設（ユニット型）	1ヶ所
短期入所生活介護（介護予防）（ユニット型）	1ヶ所
認知症対応型通所介護（介護予防）	1ヶ所

居宅介護支援（介護予防支援）サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 6 年 月 日
【事業者】 住 所 福井市砂子坂町第9号5番地
事業者名 かわにし苑介護相談センター
介護支援専門員 川田 麻由美 ⑩

私は、契約書および本書面により事業者から居宅介護支援（介護予防支援）サービスについての重要事項説明を受けました。

【利用者】 住 所
氏 名 ⑩
【代理人】 住 所
氏 名 ⑩
続 柄

ケアプランの訪問介護等の利用状況

重要事項説明書「12. 当事業所の訪問介護等の利用状況」についての説明資料は、次のとおりです。

*この用紙で説明する前6月の期間（ 令和6年3月 ～ 令和6年8月 ）

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	23%
通所介護	9%
地域密着型通所介護	5%
福祉用具貸与	68%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者（所）によって提供されたものの割合

サービス種別	1位		2位		3位	
	事業所名	割合	事業所名	割合	事業所名	割合
訪問介護	県民せいきょう (鮎川)	67%	光陽ヘルパー ステーション	20%	ココ訪問介護	10%
通所介護	リハビリセンター トレフル	31%	楽らく	27%	ホームリハビリ センター	22%
地域密着型 通所介護	Be'健ハウス	100%				
福祉用具貸与	ネクスタス(株)	85%	・福井シルバー サービスセンター ・ふくし百選 ・ウエルストック ・ケア・システム	3%		